

日医発第 1637 号（地域）  
令和 5 年 1 2 月 1 8 日

都道府県医師会 担当理事殿

公益社団法人日本医師会  
常任理事 釜菴 敏  
(公印省略)

感染症法に基づく医療協定締結医療機関への財政支援について

時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

今般、令和 5 年度補正予算にて計上されました、協定締結医療機関への財政支援に係る、「感染症法改正に伴う対応（新興感染症対応力強化事業）」及び「災害・感染症医療業務従事者派遣設備事業」につきまして、具体的な補助対象経費・補助基準額について整理された資料を入手しましたので、別紙の通り共有いたします。

貴会におかれては、都道府県行政と医療措置協定に関する協議をされていることと存じますが、これらの財政支援策と併せてご対応いただくようお願い申し上げます。

なお、詳細については、今後発出される本事業の実施要綱や交付要綱等をご参照ください。

以上

# 感染症法改正に伴う対応（新興感染症対応力強化事業）

令和5年度補正予算

- 新興感染症の発生に備えて、改正感染症法に基づき、新型コロナ対応での最大規模の体制を目標として準備を行い、発生後速やかに対応できるよう、協定締結医療機関や都道府県に対して、感染症への対応力を強化するため、  
 ①施設・設備整備への支援、②医療従事者等の研修への支援を行う。

（スケジュール）

現在 都道府県において医療機関と協定締結の協議中  
 令和6年4月 都道府県における医療計画・予防計画の策定  
 9月まで 都道府県と医療機関の協定締結

（数値目標）

・病床確保 5.1万床、3000施設  
 ・発熱外来 4.2万施設

	補助対象	補助内容	補助率
①施設・設備整備事業	<p>都道府県（間接補助：病床確保、発熱外来又は自宅療養者等医療を内容とする協定締結医療機関）</p> <p>※ 協定締結が決まっている場合を含む。</p>	<p>○ 病床確保を内容とする協定締結医療機関が実施する、感染症の対応に適した個室病床の整備、多床室を個室化するための可動式パーテーションの設置、ゾーニングのための病棟出入口の扉の設置、個人防護具保管庫の整備等の施設整備に対する補助を行う。</p> <p>○ 発熱外来又は自宅療養者等医療を内容とする協定締結医療機関（訪問看護事業者、薬局を含む）が実施する、個人防護具保管庫の整備に対する補助を行う。</p> <p>○ 病床確保又は発熱外来を内容とする協定締結医療機関が実施する、感染症の対応に適した以下の設備整備に対する補助を行う。</p> <p>〔病床確保〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>簡易陰圧装置、検査機器（PCR検査装置）、簡易ベッド</li> </ul> <p>〔発熱外来〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>検査機器（PCR検査装置）、簡易ベッド、HEPAフィルター付き空気清浄機（陰圧対応可能なもの）</li> </ul> <p>※ 協定による病床確保、発熱外来又は自宅療養者等医療に関係する施設・設備に限る。                  ※ 設備整備は、新規購入・増設の場合に補助対象とし、更新は補助対象外とする。</p>	<p>・個室整備：国1/3、都道府県1/3、事業者1/3</p> <p>・個室整備以外：国1/2、都道府県1/2</p> <p>※ 個室整備は、平時の通常医療にも使用するものであり、国1/3、都道府県1/3、事業者1/3とし、個室整備以外は、基本的に感染症発生時の感染症対応に使用するものであり、国1/2、都道府県1/2とする。</p>
②研修事業	都道府県	<p>○ 都道府県が実施する、感染対策等に関する医師・看護師等の研修、医療関連サービス事業者の感染対策研修等に対する補助を行う。</p>	<p>国1/2 都道府県1/2</p>

# 新興感染症対応力強化事業の補助対象・補助基準額等(案)

## ①施設・設備整備事業

	補助対象	補助基準額	補助率
病床確保を内容とする協定締結医療機関 (病院、診療所)  ※ 協定締結が決まっている場合を含む。  ※ 協定による病床確保、発熱外来又は自宅療養者等医療に関係する施設・設備に限る。 ※ 設備整備は、新規購入・増設の場合に補助対象とし、更新は補助対象外とする。	○病室の感染対策に係る整備 ・新興感染症発生・まん延時において、新興感染症の患者を受け入れるための個室の整備(専用の陰圧装置、空調設備、トイレ、バス等の付属設備の整備を含む)等	1室当たり 14,546,000円	国 1/3 都道府県 1/3 事業者 1/3
	○病棟等の感染対策に係る整備 ・新興感染症発生・まん延時において、多床室を個室化するための可動式パーティションの設置 ・病棟入り口の扉の設置 ・病棟のゾーニングを行うための改修等	1㎡当たり 239,300円	国 1/2 都道府県 1/2
	○個人防護具保管施設の整備 ・個人防護具保管庫の設置 ・個人防護具保管スペース確保のための建物改修等	1㎡当たり 239,300円	国 1/2 都道府県 1/2
	設備整備 ○簡易陰圧装置	1床当たり 4,320,000円	国 1/2 都道府県 1/2
発熱外来を内容とする協定締結医療機関 (病院、診療所)  ※ 協定締結が決まっている場合を含む。	○検査機器(PCR検査装置)	1台当たり 9,350,000円	国 1/2 都道府県 1/2
	○簡易ベッド	1台当たり 51,400円	国 1/2 都道府県 1/2
	○個人防護具保管施設の整備 ・個人防護具保管庫の設置 ・個人防護具保管スペース確保のための建物改修等	1㎡当たり 239,300円	国 1/2 都道府県 1/2
	○検査機器(PCR検査装置)	1台当たり 9,350,000円	国 1/2 都道府県 1/2
自宅療養者等医療を内容とする協定締結医療機関(病院、診療所、薬局、訪問看護事業所) ※ 協定締結が決まっている場合を含む。	○簡易ベッド	1台当たり 51,400円	国 1/2 都道府県 1/2
	○HEPAフィルター付き空気清浄機(陰圧対応可能なものに限る)	1施設当たり 905,000円	国 1/2 都道府県 1/2
	○個人防護具保管施設の整備 ・個人防護具保管庫の設置 ・個人防護具保管スペース確保のための建物改修等	1㎡当たり 239,300円	国 1/2 都道府県 1/2

# 新興感染症対応力強化事業の補助対象・補助基準額等(案)

## ②研修事業

	補助対象	補助基準額	補助率
都道府県 ※ 都道府県が委託する場合を含む。	○感染対策等に関する医師・看護師等の研修 ・医療機関に勤務する医療従事者や、医療機関と連携して新興感染症対応を行う介護施設の職員、保健所の職員等を対象とした感染対策に関する研修 ・新興感染症発生・まん延時のG—M I S・感染症サーベイランスシステムを活用した報告方法等に関する研修 ・医療機関の事務職員を対象とした感染対策に関する研修（院内感染対策、個人防護具の着脱等の使用方法・備蓄の管理方法等） 等	1 開催当たり 3,115,000円	国 1 / 2 都道府県 1 / 2
	○医療関連サービス事業者等の感染対策の研修 ・医療関連サービスに従事する職員（委託事業者の職員を含む）を対象とした感染対策に関する研修（院内感染対策、個人防護具の着脱等の使用方法・備蓄の管理方法等） 等	1 開催当たり 2,169,000円	国 1 / 2 都道府県 1 / 2

- 災害発生直後や新興感染症まん延時における被災地等の医療機能の低下に対応するため、「災害・感染症医療業務従事者」を派遣する医療機関を支援する。

## <補助対象>

- 都道府県（間接補助:災害・感染症医療業務従事者(※)派遣に関する協定を締結している医療機関）
  - ※ 災害派遣医療チーム(DMAT)、災害派遣精神医療チーム先遣隊(DPAT先遣隊)、災害支援ナース
  - ※ 協定締結が決まっている場合を含む。

## <補助内容>

- 災害・感染症医療業務従事者の派遣に関する設備整備費用を補助
  - ① 被災地等への派遣用資器材の整備(災害対応被服、個人防護資器材、携行式の応急用医療資器材、応急用医薬品、テント、発電機等設備)
  - ② 災害時通信用装備の整備
  - ③ 被災地等への派遣に必要な緊急車両(道路交通法第39条に定める緊急自動車)の整備

## <補助率>

- 国1/3

# 災害・感染症医療業務従事者派遣設備整備事業 の補助対象・補助基準額等(案)

	補助対象	補助基準額	補助率
災害・感染症医療業務従事者派遣に関する協定を締結している医療機関  ※災害・感染症医療業務従事者 ・災害派遣医療チーム (DMAT) ・災害派遣精神医療チーム先遣隊 (DPAT先遣隊) ・災害支援ナース  ※ 協定締結が決まっている場合を含む。	○被災地等への派遣用資器材 (災害対応被服、個人防護資器材、携行式の応急用医療資器材、応急用医薬品、テント、発電機等設備) ○災害時通信用装備	1 か所当たり 19,224,000円	国 1 / 3
	○被災地等への派遣に必要な緊急車両 (道路交通法第39条に定める緊急自動車)	1 か所当たり 31,865,000円	国 1 / 3